

### 3) 法動態部門(部門責任者)

會澤 恒(教授・英米法・比較法)

センターの部門に関連した研究活動およびそのアウトプットについて。

ここ数年、合衆国最高裁判所の判例動向を追跡する作業を行ってきたことを受けて、今年度も憲法分野関連の仕事の比重が大きかった。アメリカ憲法訴訟の現状を検討する論文集に、司法積極主義について分析する論考を寄稿した。彼の地でも我が国でも言葉だけは人口に膾炙しているが、その内実を改めて考える機会を持てたことは勉強になった。

関連して、中間派として長く合衆国最高裁で swing vote を握っていたケネディ(Anthony M. Kennedy)が引退を表明し、裁判官人事の問題が改めて注目されるに至った。この論点を含む、米国の連邦の裁判所・裁判官制度の制度枠組みと運用の実際を検討する論考を脱稿したが、掲載予定の書籍の刊行が遅れている。その分析では、政治的分極化に巻き込まれた連邦裁判官制度の将来は暗い。

米国の〈不法行為改革〉の動向および平行する〈民事司法の縮小化〉という主題について、仲裁に関する合衆国最高裁の判例動向を整理の上、より大きなコンテキストに付置する論考を執筆した。次年度早々に刊行の予定。

自身の研究活動およびそのアウトプットについて。

田中英夫[編集代表]『英米法辞典』(東京大学出版会、1991年)の改訂作業が始動し、編集委員として参加している。30周年に当たる2021年刊行予定だが、スムーズに作業が進むことを祈っている。

その他(教育活動ほか)

教育活動として、学部では、「比較法Ⅱ」の講義に加え、演習Ⅰ(交渉プレゼミ)、演習Ⅰ／Ⅱ(交渉ゼミ)、演習Ⅱ(外書講読)(修士課程の比較法政論と合併)を担当した。加えて、法科大学院および修士課程の「比較法文化論」「英米法」を担当した。

同志社大学大学院法学研究科にて非常勤で「英米法演習2」を担当した。

(公財)末延財団の評議員および選考委員の職を継続している。日米法学会の評議員および編集幹事の職を継続している。比較法学会の理事および企画委員の職を継続している。新たにアメリカ学会の評議員に就任した。

北海道消費者苦情処理委員会の委員長職に従事していた(2018年11月まで)。実際に紛争案件の処理にも当たり、消費者行政の実務および行政によるADRの現場に接した。行政担当者や消費者問題に取り組む弁護士の方々と協働する機会を持てたことは良い経験であった。

## 論文

論文標題	雑誌名	発行年	頁
司法積極主義——その多面性および憲法理論との連関	山本龍彦・大林啓吾[編]『違憲審査基準——アメリカ憲法判例の現在』(弘文堂)	2018年	281頁